

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金募集案内（第1回）

1. 趣旨

この補助金は、美肌によいとされる島根の温泉、食を活かした魅力ある観光地域づくりの中核として、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した安心・安全への取組、及び温泉付き個室の整備やワーケーションなどの新しい生活様式に沿った観光需要の高まりを見据えた、「美肌観光」プランづくりに取り組む事業者を支援することを目的とするものです。

2. 募集事業の内容

補助対象事業は、次の部門・事業ごとに募集し、審査・決定します。

※(2)は、(1)のハード事業を実施した者が行うソフト事業を補助の対象とします。

(1) ハード事業（施設整備）

民間主体による美肌観光をテーマとした新たな取組のうち、新型コロナウイルス感染症対策を伴う施設整備の取組で、次の事項を満たすもの。

- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した安心・安全への取組
- ・新しい生活様式に沿った観光需要の高まりを見据えた取組

(2) ソフト事業（旅行商品の開発）

上記（1）を実施する事業者による新たな旅行商品の開発等の取組のうち、次の事項を満たすもの。

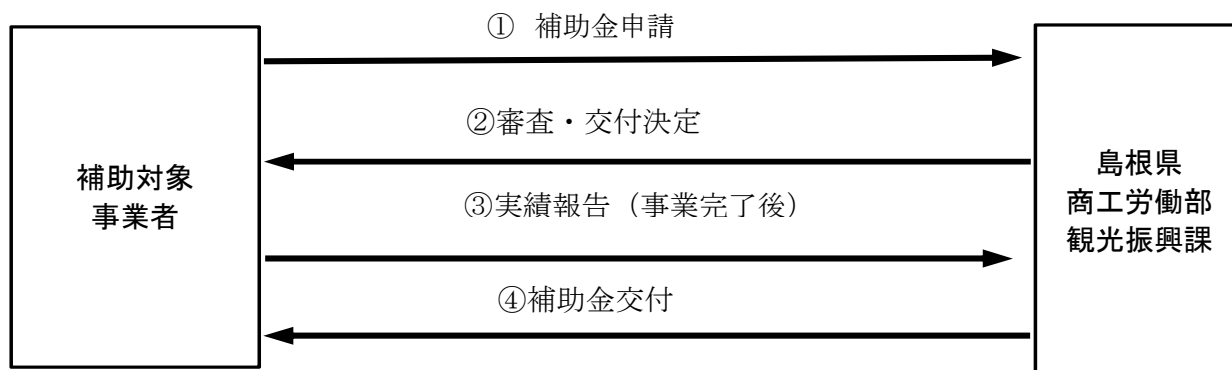
- ・美肌観光をテーマとした地域ならではの資源を活かした取組で、県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの
- ・旅行商品として早期に成立、定着するもの
- ・補助期間終了後の継続実施が見込めるもの
- ・県・地元市町村と情報共有し連携して実施できるもの
- ・県観光素材集「しまね旅の縁」やインターネット上の予約サイト等に掲載するなど、旅行会社や個人への訴求が見込めるもの
- ・県担当者と綿密に連携し、協働で実施できるもの

(3) 補助対象とならない事業

次に該当する事業は、対象外とします。

- ・政治的又は宗教的活動と認められる事業
- ・国または県の他の補助事業の対象となっている事業

3. 申請手続きの流れ



4. 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和3年3月31日まで

5. 補助対象経費、補助金額

事業を実施するために直接必要な経費を対象に、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付します。

(1) 補助の対象となる経費及び補助金額

事業ごとに別紙のとおりとします。

(2) 補助の対象とならない経費

- ・団体の経常的な運営経費
- ・従前からの事業の財源振替を目的とする経費
- ・食糧費、その他補助することが適当でないと認められる経費

6. 応募資格

事業対象者は事業ごとに別紙のとおりとします。

7. 募集期間

第1回募集

令和2年6月25日(木)～令和2年7月27日(月) ※午後5時必着

第2回募集(予定)

令和2年9月～令和2年10月

8. 応募方法

美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金交付要綱に定める補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類を、下記の提出先まで2部提出してください。

ご提出いただいた書類の内、1部は県で補助金業務のために利用し、もう1部は主な事業の実施地となる市町村の観光担当部署に提供します。

また、申請書作成等について疑問な点がある場合も、下記の問い合わせ先までご相談ください。

9. 申請書類の提出先(問い合わせ先)

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県商工労働部観光振興課誘客推進グループ 中尾

TEL 0852-22-6323 FAX 0852-22-5580

10. 審査・採択・決定

(1) 事業の内容について、ヒアリングを実施する場合があります。

(2) 事業の採択は、審査により決定します。

(3) 審査において、主な事業の実施地となる市町村から意見があった場合には、それを考慮して審査を行います。

(4) 採択した事業については、実施方法や執行額などに条件を付す場合があります。

(5) 審査・採択基準は、概ね下記のとおりです。

①共通事項

- ・県内への新たな観光客の誘致につながるものであるか
- ・現状分析を踏まえ、ターゲットを明確に見据えた事業内容であるか
- ・地域の特性が十分に活用されているか
- ・付加価値の創出、経済的効果が期待できるか

②ハード事業

- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した安心・安全への取組か
- ・新しい生活様式に沿った観光需要の高まりを見据えた取組か

③ソフト事業

- ・美肌観光をテーマとした地域ならではの資源を活かした取組か
- ・旅行商品等として成立し得るものであるか

(6) 審査結果（採択・不採択）は、結果確定後速やかに通知します。

1 1. 事業実施後の事業評価

事業実施後には事業実績報告書（様式第8号）を提出していただきます。また、事業の実績や自己評価に関するヒアリング、意見交換等の検証作業を実施する場合がありますので、協力をお願いします。

1 2. 情報公開

採択した事業の内容については、その概要をホームページ等で広く公表する場合があります。

また、報告いただいた交付申請書（様式第1号）、変更申請書（様式第4号）、事業実績報告書（様式第8号）については、主な事業の実施地となる市町村と情報を共有し、各市町村からも今回の申請に対する意見を伺うこととします。

1 3. その他

事業の実施にあたっては、県、市町村等関係機関と緊密に連携を取りながら実施していただきます。

別表第1（第3条関係）

対象事業 ※ソフト事業は、ハード事業を実施する場合のみ認める	事業者 ※(2)又は(3)の場合は、(1)の者との共同申請を必須とする。	対象経費	補助率	補助限度額
<p>次に掲げる要件を満たす事業</p> <p>(ハード事業)</p> <p>(1) 島根県の美肌観光素材を活かした取組で次の事項を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した安心・安全への取組 <p>(ソフト事業)</p> <p>上記ハード事業にあわせて行う観光誘客の取り組みに要する経費</p>	<p>(1) 島根県内で旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定に基づく旅館・ホテル営業を営む者</p> <p>(2) 法人</p> <p>(3) 法人格を持たない民間団体（ただし、県内団体で、次の要件を備えているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等を有していること ・代表者が明らかであること ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること 	<p>事業の推進にあたり必要な下記の経費</p> <p>(ハード事業)</p> <p>島根県内に所在する宿泊施設等の整備に要する経費（設計費、施工監理費、工事費、設備費、備品費） ただし、経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。</p> <p>(ソフト事業)</p> <p>観光誘客等の事業に要する経費（委託費、専門家経費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費その他経費）</p> <p>※詳細については別表第2のとおり</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）</p>	<p>10,000千円（補助対象経費上限額は15,000千円）</p>

別表第2

事業区分	経費名	内容
ハード事業 (例：内装 や外装の改 修、風呂、 トイレ等の 改修な ど。)	工事費	宿泊施設等において改修等に要する費用 ※図面、見積書を添付し、場所及び工事内容を明らかにすること。 ※経年劣化等による修繕や設備更新に係る費用は除く。
	設計費	上記工事に係る設計費
	施工管理費	上記工事を行う際の施工管理費
	設備費	機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費（設置、据付工事費を含む）
	備品費	概ね単価が5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。 ※施設整備と一体として備品整備を実施する場合に限る。
ソフト事業	消耗品費	概ね単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
	委託費	観光誘客等の事業の委託に要する経費
	専門家経費	観光誘客等の事業実施にあたり招聘した専門家、講師等に謝礼、費用弁償として支払う経費
	印刷製本費	観光誘客等の事業の印刷製本に係る経費
	通信運搬費	観光誘客等の事業に要する経費のうち運搬料、郵送料等の支払いに要する経費
	その他経費	その他知事が特に必要と認める経費

※ソフト事業は、ハード事業を実施する場合のみ認める。